

朝日大学法学会会則

第一条(名称)

本会は、朝日大学法学会と称する。

第二条(事務所)

本会は、法学部は、朝日大学法学部内におく。

第三条(目的)

本会は、法学およびこれに関連する学術の研究・調査および発表を目的とする。

第四条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、左記の事業を行う。

第五条(会員)

研究会および講演会の開催
その他、本会の役員会が適当と認めた事業

第六条(会員の特典)

一 正会員 本会の会員をもつて組織する
本会、左記の会員をもつて組織する
本学法学部および本学大学院法学研究科の専任教員で、法学またはこれに関連する学術を専攻する者

第七条(役員)

一 学生会員 本学法学部および本学大学院法学研究科の在学学生
二 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者
三 本会は、左記の役員をおく。
本会には、左記の役員をおく。

第八条(役員の仕事)

一 会長 法学部長をもつて、これに充てる。
二 委員 正会員の互選による。

第九条(役員の仕事)

一 編集委員 若干名
二 運営委員 若干名
三 会計監査委員 二名
四 会計監査委員 二名

第十条(役員の仕事)

編集委員は、朝日大学論集その他研究業績の公刊に関する編集事務を担当する。

第十一条(役員の仕事)

運営委員は、本会の事業の運営を担当する。

第十二条(役員の仕事)

会計監査委員は、本会の会計監査を担当する。

第十三条(役員の仕事)

役員は、任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

第十四条(役員の仕事)

本会が別にこれを定める。

第十五条(役員の仕事)

本会の経費は、会費、補助金・寄付金およびその他の収入をもつて、これに充てる。

第十六条(役員の仕事)

本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十七条(役員の仕事)

本会会則の改正には、正会員の過半数の同意を要する。

第十八条(役員の仕事)

本会前回は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

朝日大学法学会会員

◎印は会長、○印はその他の役員

◎栗津明博 ◎平田勇人

◎今井潔 三田清

◎植木哲 ◎宮坂果麻理

◎大塚鎔子 榎山錚吾

◎大野正博

◎岡崙修

◎齋藤康輝

◎佐藤千春

◎杉島正秋

◎高梨文彦

◎高森八四郎

◎中村良

THE ASAHI LAW REVIEW

No. 46October, 2014

Articles

Jerome Frank and the Non-Euclidean Legal Thinking

..... Osamu OKAZAKI (1)

Note

Article-by-article Explanation of the Gifu Prefecture Ordinance for
Exclusion the Japanese Organized Crime Syndicate (BORYOKUDAN)

..... Masahiro OHNO (55)

published by

Asahi University Law Association
Gifu, Japan